

国際労働会議と労働組合：日本労働総同盟 の場合 その二

MURAYAMA, Shigetada / ムラヤマ, シゲタダ / 村山, 重忠

(出版者 / Publisher)

法政大学社会学部学会

(雑誌名 / Journal or Publication Title)

社会労働研究 / Society and labour

(巻 / Volume)

15

(号 / Number)

2

(開始ページ / Start Page)

25

(終了ページ / End Page)

46

(発行年 / Year)

1968-11-20

(URL)

<https://doi.org/10.15002/00017825>

国際労働会議と労働組合

—日本労働総同盟の場合— その二—

村 山 重 忠

六

第一回国際労働会議では、海上問題については別に会議を開くということにした。よって大正九年一月三十日。パリでの労働理事会は、この問題を議題とする会議を同年六月十五日イタリーのゼノアに召集することに決定したが、これを特別会議とすると平和条約第三八九条の規定によって同年、別に総会議を開く必要を生じる結果となるため、この海員会議をもって第二回国際会議とすることにした。ここにおいてか、わが国の労働団体の間では、海員を代表する労働代表選出が重大な関心事になった。したがって、九年のはじめ逓信省から海員組合届出に関する告示が発表されるや、東京、横浜、大阪、神戸、長崎などの諸都市においてはその内容は別として、ともかく海員組合と銘うった団体が続々設立され、同年四月一日現在で四十八の団体が認可されたが、これらの団体はやがて競って海員代表者選

出の運動を展開しはじめることになる。

友愛会では、当初、海員を代表するものを抱擁する労働団体は友愛会だけであるとし、理事長の浜田国太郎を代表としておすことにしていた。⁽¹⁾しかし、神戸、横浜など各地の普通海員諸団体の間に代表選出問題が共通の問題として取りあげられ、論議されるようになったことや、高等船員をもって組織する海員協会の働きかけもあったため、友愛会はやむなくこれらの団体と結んで日本海員団体連合会をつくり、改めて逓信省告示に示された各団体代表の協議員並に労働代表候補者の選出に当ることにした。かくて、ここに各団体の間には協議員の選定とともに、自派からの海員代表者選出の運動がはじまる。

ところで、日本海員団体連合会は、当時郵船の監督（高級船員）であった山脇武夫を海員代表として推挙したので、友愛会としては、したがって浜田国太郎をとの主張を取り消したのであるが、連合会内部においては、やがて各海員団体間の対立が表面化し、それが原因となり、連合会は分裂する。連合会を脱退した水火夫長組合、海員共済救済会、海員博済会、海員共済会は新設の組合を引き入れて新連合大会を開き、社外船高級船員出身の松尾小三郎を対抗的に擁立した。

それ以後、協議員を出すために有名無実に近い海員団体が続出して対立し、しのぎをけずり、ために、代表決定の帰趨は混沌とした状態になった。しかし、各団体が押す代表候補は、結局、山脇武夫と松尾小三郎にしぼられ、激戦が展開されることになる。

かくて、四月六日、海員側代表者選定にたいする認可四十八団体の協議員によって、逓信大臣主宰のもとに海員代表選定協議会が開催された。

ところで、協議会では山脇を押す一派と松尾を押す一派とが激しく対立し、論議は深夜に及ぶも決せず、両派の面々はついに「心身困憊」し、結局、両派は「山脇、松尾両氏をして代表を辞退させて両派から候補者三名を指名し、これについて氏名の順位に従って取捨決定せらるべし」ということに無難作に一致⁽²⁾し、両派から各三名の銓衡委員をあげ協議がおこなわれたが、その結果、岡崎憲が代表、浜田国太郎、堀内長栄が顧問ということで、同年の労働者代表委員並に顧問の決定をみるにいたった。

第三回国際労働会議の主要会議事項は農業労働問題であつた。したがって、政府は、いわゆる農業労働者とは純粹の賃金労働者だけで小作人は含まれぬとの見解をとり、専断で労働者側代表委員を選定した。ところが、わが国における農民のうち約七割が小作人および自作兼小作人であるという事実、すなわちわが国の農業労働問題の重点が小作人問題にあるという事実を無視しているというので、労働者側代表委員反対の叫びが全国各地であげられ、「労働組合同盟会」⁽³⁾でも、十年一月十三日友愛会本部でこの問題を議案としてとりあげ、友愛会を代表して松岡駒吉は「今回の選定は国際労働規約の本旨に反して居る。我等労働組合同盟会々員たるもの黙して止むべきでなく何等かの運動方法を取らねばならぬ」⁽⁴⁾と力説し、松岡などは実行委員として反対運動に乗り出すが、同年における国際労働会議出席の労働代表選出問題は以上のような程度のもので終つた。

第四回国際労働総会は、大正十一年十月十八日スワイスのジュネーヴで開催された。わが国の政府は、この会議に派遣すべき労働代表については、ヴェルサイユ平和条約にもとづくいわゆる労働者をもつともよく代表する労働団体は現在存在せぬとの見解のもとに、

一、官営および民営の工場または鉱山並私設の鉄道および軌道において職工または鉱夫もしくは従業員の数が三〇〇名以上のもの

のに当該職工、鉞夫もしくは従業員中から労働代表選出銓衡委員を選出させる

銓衡委員の割当数

三百名以上一千名以下 一名

一千一名以上二千名以下 二名

二千一名以上は一千名までを増す毎に一名を加える

二、銓衡委員は労働代表として最適任者と思われるものを所管官庁に九月二十九日までに投票し

三、投票は外務省で取纏め、最高得票から数へて三名までを候補者とし、そのうち一名を選出する

の方法をとる、と発表(七月二十一日)。七月下旬から八月にかけて、労働代表候補者の銓衡委員会が東京、大阪、神奈川、福岡などの府県で開かれたが、右のような方法によれば、未組織労働者を含めての全労働者に選挙権が附与されているので、労働組合側としては、このような選出方法は労働組合を否認し圧迫するものであるとし、総同盟をはじめとし組織労働者で銓衡委員に選ばれたものは、ほとんどすべて投票を放棄した。

さて、当時のわが国の労働者運動は、第一次世界大戦後における反動攻勢の強化、無産階級の斗争の困難の増大、サンジカリズム理論の指導性喪失、日本共産党の創立といった一連の事実の上に、ついにその根本的な方向転換を不可避のものとするにいたったが、総同盟の場合は、大正十一年十月の総同盟大会におけるその左翼化としてあらわれた。すなわち大会宣言において「我等は：常に喜んでプロレタリア解放の為に犠牲的奮斗に従う」との声明が行なわれ、戦斗的綱領が採用され、松岡駒吉提案の「国際労働会議に関する件」にたいしては「吾人は国際労働会議を否認し、さらに万国労働者階級の協力に依り、有害無益なる同会議の壊滅を期す」と決議し、大会の名をもって各国労働組合および国内に宣伝するとの実行案を可決している。

ところで、この大会に提出された主要議案は、ほとんど関東同盟会によって準備されているのであるが、国際労働会議については、既に同年七月三十日関東同盟会大会において、東京鉄工組合、横浜造船工組合の共同提出議案としてその否認が可決され、同大会は、総同盟の名において該案の意を実行に移し、世界各国の労働団体に右決議文を送るよう総同盟本部に建議すると決議している。この大会は、その前身とも見るべき東京連合会の前年度の大会が硬軟両派のはなはだしい軋轢衝突を演じたのにくらべ、きわめて「無事な大会」で、もっぱら東京鉄工組合の音頭で、同組合の主張通りに、議案は一瀉千里に可決され、あたかも「鉄工組合の独角力」といことで終始したが、アナーキストの近藤憲二は関東同盟会大会における「国際労働会議否認」なる議案の説明者高田和逸の演説を「純然たるボルシエビキの立場からの大演説であつた⁽⁵⁾」といっている。高田は、当時東京鉄工組合の組合員であつた。東京鉄工組合は、その後（大正十二年一月二十一日）、東京電機工組合および横浜造船工組合と合同して総同盟内における「急進的、左傾的」な組合とされた関東鉄工組合を結成するが、関東鉄工組合は、その後（大正十三年十二月六日）、内紛問題から分裂し、それはやがて総同盟中央部の問題にまで発展して全国的性質をおびることとなり、結局、総同盟の分裂、日本労働組合評議会の創立となる。以上のように、東京鉄工組合の旅路はたんたんたるものではないが、この組合は創立間もないころから直接行動派として既に筋金がいっていたようである。

さて、八月八日には外務省において労働代表選挙の開票が行なわれ、川合信水（郡是製糸教育部長）、賀川豊彦、田沢義輔（協定会常務理事）の順で三人が候補者として選ばれた。しかし、川合は健康上の理由で、賀川は（一）政府自らが認めないところの国際労働会議にゼネブアまで態々行って大騒ぎする必要がない。（二）ゼネブアへ行けば日本政府を攻撃しなければならぬ。しかも現在の資本家にたいしてより以上に攻撃しなければならぬ。けだし労働組合

を認めないから。(三) また労働政治に携り度くない⁽⁶⁾ という理由で、いずれも代表を辞退したので、第三候補者である田沢が労働代表として労働総会に出席することに確定した。

ところが、急きよこれにたいする反対運動、いなむしろ国際労働会議否認の運動がまき起つてきた。まず、八月二十日夜には、東京神田の松本亭で、機械連合会主催で総同盟などが後援して田沢代表反対、国際労働会議否認演説会が開かれ、翌二十一日には代表たちは田沢代表に抗議にでかけ、代表の一人であった純労働者組合の平沢計七が田沢を殴りつけるという一幕があつた。総同盟としても、このような情況や関東労働同盟会大会における提案もあるので、八月二十日に中央委員会を開き、国際労働会議否認の態度を決定し、つぎのような書翰を各国の労働団体に発送した。

万国の労働団体に訴ふ

国際労働会議否認に就て

我日本労働総同盟は国際労働会議に関して、去る八月二十日中央委員会を開催しました。そしてその決議に依り、貴下に対して此の書翰を送る事を署名人たる吾等は至大なる光栄とするものであります。而して吾等は貴下か之の提議を援助せられ尚出来得る丈け広く公表宣伝せられん事を、信じ、且つ、希望する。

本会は国際労働会議を否認する。其の第一の理由は同会議創設の動機、及びその趣旨に於てである。過般の世界大戦中各国に於ける吾が労働階級は偉大なる貢献を示し、同時に新興階級としての、革命的自覚の勃然たるものがあつた。然るに此の時に当り機を見るに敏なる、欧米に於ける老獪なる政治家等はその鋭鋒を挫き、且つその気運を抑止

せんとする目的を以て、国際連盟の一部たる本会議を案出、創設せるものたる事は、貴下の又既に熟知せらるる所である。

理由の第二としては、華府に於ける、第一回会議以来日本政府の取った、労働代表選挙の方法である。政府は、労働組合を無視して榊本卯平氏を選定し、労働階級の猛烈なる反対ありしに拘らず、遂に之れを送りて非違を遂げた。第三回代表松本氏、殊に今回の第四回総会労働代表者田沢義輔の如き常に組織ある労働者に投票の機会、自由を阻止した。而て国際労働会議は、之れ等労働代表の資格に関する、本会並に我が国労働組合連署の、即ち我が国労働者階級中の尤も自覚ある、組織労働者の意志を完全に代表せる抗議を、何等重要視する事なく常にその資格を承認し来たのである。

第三の理由としては、華府に於ける第一回会議に於て、我日本政府は、特殊国扱いを懇請し、漸く条約案に同意せるに拘らず、未だその特殊条約をも実施する誠意あるなく、当時の政府代表鎌田栄吉氏は恬として現政府の文部大臣の要職に居る。之れ只に我が日本政府のみならず、世界の強国一として之れが実行の誠意あるものなく在昔今日に至って居る。

斯くて我等は国際会議創設の頭初に於て同会議に対し、尚幾分の期待を持ちしと雖も今や全然絶望の外なきに至れり、故に我等日本の組織ある労働者は有害無益なる会議が速に廃止せられん事を希望す。

而て吾々労働者の運命の開拓は労働者階級独自の力に待つの外なく、政府及資本家の良心に依頼す可きものならざる事は、之れ我等労働階級の確信である故に本会は、政府統制の手を離れ、真に労働階級の国際会議の開かるる事を切望し先づ現在の国際労働会議を無効ならしめん為め今後各国より断じて労働代表を送らざるべく各国労働団体の協

力を希望して止まぬ次第である。東洋に於ける微力なる労働組合の名を以て万国無産階級の同情に訴ふ。

また、労働会議の開催中たまたまドイツに滞在していた総同盟理事榎橋小虎は、十月九日総同盟理事の名義でこの会議に出席し、日本政府の實行した選挙方法や田沢の資格にたいして抗議を提出、総会はこれを問題としてとりあげ論議しているが、「日本政府が労働団体の自由な発達を促進し、且つ将来は平和条約第八編の規定に全く一致した労働代表任命方法をとるにちゅうちよせざるべきを確信する」という意見づきで、抗議は認められなかった。

第五回国際労働会議は、大正十二年十月二十二日からスワイスのゼネブアで開催されたが、労働代表選出について日本政府は、同年から労働組合も労働代表選出の母体に加え、一千名以上の組合員を有する労働組合は一千名毎に一票の割合で投票を行なうことができる、と従来の規定を一部変更した。それによると、総同盟の投票数は十六票で最も多く、機械労働組合連合会がこれについて三票、芝浦労働組合および労働組合同志会がそれぞれ二票、その他の六組合は一票づつで、合計二十九票であった（海員関係を除く）。労働代表の選挙は、この二十九（あるいは三十五か）の労働組合と一千名以上の労働者を有する工場、鉱山、運輸業六百ないし八百とが「ゴツチャ」になって行なわれることになる。このような選挙方法にたいして、関西方面、名古屋方面、その他官営工場所在地の労働組合や労働者の間には、あくまで労働代表を送るべく運動していたむきもあるが、「労働組合を認めない、よし認めても極めて経過的な糊塗的な方法にたいしては首肯することができない」として政府のとった選挙方法に反対するばかりでなく、国際労働会議そのものを否認する運動を展開する労働組合も少なからずあった。総同盟も、労働事務局長アルベール・トーマにたいし、日本政府が選挙方法をきめるに際して代表的な労働組合を無視した事実を通告し、また各国の労働

組合、報道機関などに通報して従来の態度を改めぬ日本政府のありかたを糾弾し、かつ国際労働会議を「政府と資本家とが協同していよいよ労働階級をかい柔せんとするゴマカシ機関」となし、したがって、この機関並に決議とやらなるの権威を認めぬとして国際労働会議の否認と棄権を宣明し、「労働者は国際労働会議を弾劾せよ」なる声明を発表、あるいは国際労働会議弾劾演説会を開催（八月三日、総同盟神戸連合会主催）、その他労働会議否認のビラ宣伝をするなど、かなり積極的な反対運動を続け、国際労働会議が開催されている十月下旬には、つぎのような抗議書を発表している。

第五回国際労働総会に対する抗議書

我等は第五回国際労働会議に対し茲に強硬なる抗議をなすの権利を有する。

抑々国際労働会議は、其の創立の精神に於て、支配階級が戦後の労働運動を円滑に抑制せんとする懐柔機関であることは明かである。

我等は支配階級が言明する如く、此の機関に依つて今後の世界の労働不安を一掃し得るということを到底信ずることが出来ない。

我等は我等の階級的實力に依つてのみ、我等の解放の前途を開拓し得ると信ずるものである。我等は第一回会議以來、常に国際労働会議に反対して来た。昨年はいよいよそれが否認を声明した。しかして政府の労働代表選出に関する官僚的態度と、労働条約の実施に関する不誠実とは、国際労働会議の偽囂の本質を益々明瞭に暴露しつつある。我等は本年に於ても依然として之に対する不信の念を除く事は出来ない。

尤も本年に於ては、日本政府の労働代表選出の方法に關して多少の変更を試みるに至った。即ち、一千名以上の組名員を有する労働組合に、労働代表選出の権利一票を与えることになった。

併し政府の態度には依然として偽瞞がある。

本年は労働組合を労働代表選挙に参加さすとはいえ、一千名以上の労働者を有する工場、鉱山、運輸業にも各一票の投票権を与え、その総投票数が八百に上つて居る。

しかして労働組合の総投票数は僅々三十五票に過ぎない、之れに就いて政府は、斯う言明して居る。我が国には代表的な労働組合が無い。総組合員は全国労働者の五分位にしか當つて居ない故に労働組合の代表と認められないのみならず、若し之れを認める時は、多数の官業労働者は全然除外され、当然此の方面に不平が起きると共に、民間工場の労働者にして、労働組合に加入して居ない多数の労働者側に於ても、同様の不平が起きるであろうと。

我等は右の言明を以て極めて不誠実に満ちた三百代言式のものと考え、政府が労働組合の發達の不十分なることを指摘するのは正しい。併し我国の労働運動に従事する者は、政府及び資本家が労働組合主義の發達を妨圧するため、異常な努力を注いで居ることを知つて居る。之れがために多くの有力なる組合は破壊され、また重要産業にはそれぞれ黄色組合が設立されて、階級的労働組合の侵入を極力防止して居る。我国現在の労働組合の総数は、約十万に過ぎない、けれども之れは政府及び資本家の高圧的態度に屈せず結束して居るところの最も自覚したる先駆者の群である。

政府は一方に於て、労働組合主義を禁圧しながら国際労働会議の労働代表選出に際しては、政府の禁圧方針に反抗して存立する組織ある労働組合と政府の禁圧方針の功を奏した組織なき労働者とを同一視して、選挙に参加せしめた

のである、しかしして組織なき労働者に不平が起きるといふ理由に依り絶対多数の非組合労働者の投票数を以て労働組合の投票数を圧倒し去らんとしたのである。

抑々我等は、労働代表選出に就いては其国の労働組合の意志を尊重すべきことが国際労働規約の精神であると信ずる。然るに我が政府は、第一回会議以来未だ一度たりとも労働代表選出に就き、労働組合の諒解を求めたことがない。今回政府が労働組合に選出権を与えたとはいへ、それは誠に申訳的であつて依然として彼は組織ある代表者と組織なき労働者とを漠然同一視し、以て組織ある労働者の意志を無視すべく仕組んで居る。

我等は本年に於ても、労働代表選出に関する政府の態度を見て、同会議に対する評価を依然として変える事は出来ない。我等が本年に於て労働代表選出の権利放棄を声明するのは当然である。我が労働総同盟を始め、其の他凡ての戦闘的労働組合は凡て棄権を宣明した。

今回、我国の労働代表として選出された宇野利右衛門君なる人物は、全く組織なき労働者の投票に依り選ばれたるのみならず、彼の推挙には、紡績業の資本家等の尽力の与つて力があったことは明瞭である。紡績業の資本家等は国際労働会議を自己に不利ならざらしめんがために無組織且つ無自覚なる紡績従業労働者を使嚇して投票を集め遂に其の代弁者宇野君を選出せしむるに至つたのである。故に我等の觀察を以てすれば、今回の我国の労働代表は紡績業側の資本家代表と見るのが、最も当を得て居る。我等は労働の名を冠す国際資本家会議に出席する労働代表として、宇野君の選出されたことを極めて適当なりと信ずる。

終りに臨んで、我等は繰り返す。我等は国際労働会議並に我国政府を信ずる事は出来ない。我等は我等の階級的威力によつてのみ、我等の進路を開拓す可きことを益々痛感するものである。

(1) 日本労働総同盟は、友愛会時代の正四年一月横浜海員支部を設立したが、その後、組織の発展にかんがみ六年一月海員支部として一本にまとめ、さらに同年十二月十五日職業別組合組織として友愛会海員部を確立、第七周年大会（八年八月三十日）では友愛会海員本部と改称した。

ところが、正九年六月開催の第二回国際労働会議は海上労働問題を対象として行なわれることになったことと、通信省がこの会議に「参列すべき労働代表は二百名以上の会員を有する普通海員団体より協議員を出し右協議により候補者を選定せしめ該候補者中より政府これを指名すべきにより右に該当する普通海員団体にして本件の協議に参加せんとするものは：三月三十一日までに通信省に申出るよう」官報をもって告示したことから、九年四月一日現在で新旧合せ四十八の二三百人から成る海員団体が誕生し、通信省告示の示す各団体代表の協議員を選定するとともに、競って自派から海員代表者を選出するために画策したが、友愛会も既に同年一月海員本部を「日本海員同盟友愛会」と改め、単独の海員団体としての設立を終わっていた。

(2) 日本労働年鑑、大正一〇年版、四四七頁。

(3) 大正八年労働代表選出問題以来労働団体の提携が促進され、九年五月八日のメーデー会計報告会席上労働組合の同盟体結成が申合わされ、十六日信友会、大進会、友愛会、正進会、啓明会、汎労会、工人会、工友会などで「労働組合同盟会」を結成。

(4) 日本労働年鑑、大正一二年版、三七七頁。

(5) 「日本労働総同盟関東大会の記」〔労働運動〕第七号、大正十二年九月十日〕

(6) 日本労働年鑑、大正一二年版、四二〇頁。

七

以上のごとく、総同盟は、国際労働代表選挙権を放棄し、かつ国際労働会議そのものを否認するという態度を明かにし、天下にそれを声明しているのであるが、第六回国際労働会議が開催された大正十三年二月、日本政府が従来の

労働代表候補者選定に關し選出方法を改め、「一千名以上の団体を有する労働団体（目的中に労働条件に關する事項を包含すると認められる団体）から代表委員候補者一名および顧問候補者二名を推薦させ、政府はその推薦された代表委員および顧問候補者について、その推薦した団体の所属団体員一千名につき一票の割合で其の得票を計算し、最高得票代表委員候補者三名顧問候補者六名につき総会議題との關係などを考慮し、代表委員一名および顧問二名を任命する」という選任方法を採用するとの公示を行なつたことは、日本共産党にたいする「暁の手入れ」、関東大震災に際しての「亀戸事件」、「甘粕事件」等々のごときうちつづく弾圧から「自己の安全な道をもとめて汲々たりし組合幹部たちにとっては、まさに現実化へのまた改良主義への看板ぬりかえの格好の口実となつた」といわれているが、多くの労働組合がきそつて従來の態度をあらため、理想實現の手段として国際労働會議は利用すべきであるとし、労働代表選出に参加した⁽²⁾。総同盟もその一例で、二月十日開催された総同盟十三年大会における宣言のなかで「……ブルジョア議會に依つて労働階級の根本的解放を期待するところ、毫もなきは勿論なれども、普選実施後に於ては選挙権を有効に行使することに依りて政治上の部分的利益を獲得すると共に無産階級の政治的覺醒を促し、また国際労働會議に就いても之が対策を慎重に考慮し、以て我国労働組合發展の為に計るべきである」、とうたい、大正十一年の全国大会で、その主張のなかから「普通選挙」の一項目を削除したり、また国際労働會議への労働代表選出権を放棄し、かつ国際労働會議を否認してきた従來の態度を変え、三月「国際労働總會労働代表選定に關する声明書」⁽⁴⁾を發表し、鈴木文治（総同盟会長）を労働代表候補者、川村保太郎、米窪満亮を顧問として擁立した（顧問人選については、各団体間の意向は必ずしも一致せず、日本海員組合側は一名は同組合の米窪を、他の一名は純向上会の八木信一を推す考えであつたが、これには猛烈な反対抗議が出たので、鈴木代表の裁量に一任ときまり、官業労働から川村を

選任することになった。

国際労働総会

労働代表選定に関する声明書

一、

吾等は国際労働総会に対し多くを期待する者ではない。併し、若し政府にして労働代表選出方法其の他に關して、誠意を披瀝するならば、吾等は我国労働運動の現状より見て、尚此の機關を利用するの餘地ありと認むるものである。吾等は従来、政府の態度が国際労働規約の精神を無視し、労働団体の權利を蹂躪したるが故に、同總會に反対し來つた者であるが、今回政府の執れる態度は、従来に比して著しく進歩の跡あるを認めたる。然るに今回政府の採れる労働代表選出方法に於て、尚ほ諒解に苦しむ点の尠からざるを思い、次の諸条項に就いて政府に対し質問を發した。

二、

第一、労働代表並に顧問選出の有資格団体を第一平等に団体員数の制限のみを以て一千名以上と決定し、其の内容（地地的、産業的、其の他實質的諸条件）を無視せる理由如何。

第二、政府の所謂労働団体を定義するに當り、單に『目的中に労働條件に関する事項を包含すと認められたるもの』となし、其の構成要素實質の如何を問わず、形式的に決定したる理由如何。

第三、選挙方法発表後四十五日間、即ち三月二十五日までを団体届出有効期間となし以て其の間種々不純なる動機目的を有する労働団体の急造濫造、変造の機会を与え之れに多年に亘りて社会的に認められたる既設労働団体と同一

權利を賦与せる理由如何。

第四、顧問を設くる理由は恐らく代表の任務遂行を補佐せしむるにあるべし。然らば之れが決定は一に代表の推薦を俟つて任命するを妥当とすべきにあらざるか、然るに之れを代表労働団体の公選としたる理由如何。

第五、第三回国際労働總會に於ては、小作人も賃銀労働者と同一に看做すべきものなりと認定せられたるに拘わらず、今回の労働代表選定に当りて、日本農民組合を除外したる理由如何。

第六、労働代表が完全に其の準備のため、相当の時日を要するにあらざるか、然るに今回は決定後余日幾許もなきが如し。斯る短時日に留めたる理由如何。

三、

之れに対し政府の答弁は要領を得ず、吾等の到底満足すべきものではなかつた。しかして吾等が特に遺憾に思う所は、右の質問条項の第三項の缺陷が現に露骨に暴露して居ることである。則ち今日、海軍関係の各工場に於ける労働者を糾合して、非似而労働団体を急造し、以て労働代表を自己の手より出さんとする運動が行なわれて居る。而して此の背後には、明らかに海軍当局者が来る四月に起るべき徹首不安を利用し、以て此の運動を操縦して居ることは蔽ふべからざる事実である。しかも此の労働団体たるや全く天降り式のぬえ的団体であつて、常識上之を労働組合と解する能わざる幾多の証跡が挙つて居る。吾等は斯くの如き缺陷を有する選出方法に対しては頗る不満を感じるものである。けれども告等は、我国労働運動発達のために、今回は自己の正当なる主張を貫徹すべく、不満を顧みず、敢然労働代表選挙に加わることを決意したのである。吾等は素より勝敗の結果を問うものではない。併し、幸いにして我
国労働組合の健全なるものの大多数の支持を受け、労働組合の代表的意志を具現することになった。かの海軍当局が

陋劣なる野心のために急造せる非似而労働組合が、たとえ数に於て優るの結果を示す事ありと雖も、吾等は、毫も之れを意とするものではない。吾等は寧ろ之れを機会として当局に利用されつつある海軍工廠の労働者に対し、当局の唾棄すべき野望を指摘し糺弾すると同時に、彼等に健全なる労働組合主義を宣伝し、且つ国際労働總會に対しては、政府の選出方法の缺陷と軍閥の専横を弾劾せんとするものである。

四、

吾等は右の見解と信念に基いて今回の選挙に当り、労働代表候補に、日本労働総同盟会長鈴木文治君、並に顧問に官業労働総同盟川村保太郎君日本海員組合米窪満亮君を推すことに決定した。右声明す。

大正十三年三月

日 本 労 働 総 同 盟

総同盟は、六十票以上の多数で鈴木を当選させることができるとみていたが、突如、海運労働組合連盟が海軍工廠関係の労働者を糾合して抬頭し、六十票以上の票数を獲得できるとされた長門要三を候補者として推してきたため、白熱的な選挙戦が展開された。しかし、選挙の結果は、鈴木文治七十四票、長門要三五十四票で、鈴木が労働代表委員、随員に西尾末弘、そして顧問に米窪と川村が決定した。総同盟では鈴木の出発に際して、つぎのような声明書を發表した。

国際労働代表

出発に際しての声明書

吾等はさきに第六回国際労働総会へ出席すべき労働代表の候補を推し、投票権を行使した結果、幸にして我国大多数の組合の支持する所となり、今回始めて真の労働代表を吾等の手に依って送ることとなった。吾等の態度は、既に屢々声明せるが如く、国際労働総会に対して多くの期待をかけるものではないが、未だ甚だしく不利の立場に在る我
国労働運の現状よりして、尚之を利用するの餘地あるを認むるものである。

言う迄もなく我等真の解放は、我等自らの実力に俟つ外はない。我等の真の力は、強大なる組合の内より生れる。労働者は常に労働組合の充実発展を怠ってはならぬ。吾等が今回労働代表を送るのも、偏へに我国労働運動發達の一助に資せんが為に外ならぬ。国際労働総会の本質上、利用の程度は必然的に一定の範囲を限定されて居るけれども、我等は労働代表を通じて其尽し得る範囲内に於いて、極力我等が正義の主張を貫き、以って其使命を遂行することを確信する。労働者諸君は、今回始めて真の労働代表が送らるるを機会に、益々労働組合の陣容の發達のために一層健闘せんことを切望する。

一九二四年四月

日本労働総同盟中央委員会

要するに、国際労働會議にはたいした期待はできないが、日本の労働運動の現状はまだ大いに不利の立場にある。

よって、労働代表を送り、日本の労働運動発達の一助にしたい、というのであるが、鈴木は第六回国際労働総会に臨むにあたり、労働者団結権の確立を要求する決議文⁽⁵⁾を労働理事会に提出している。

この決議文は、その後「結社の自由」に関する質問書案として第十回労働総会において正式会議事項としてとりあげられることになった。ところでこの議題は前述のごとく第六回総会で鈴木労働代表が提案したものであり、また労働事務局からも要求があったので、第十回労働総会には鈴木が労働代表として出席することになった。

この労働会議では、総会、委員会を通じ、この議題の審議がもっとも紛糾したようであるが、ついに妥協点をみいだすことができず、この議題は結局否決され、廃案となつてしまつた。

帰国した鈴木は、総会の成果について、つぎのように語つて⁽⁶⁾いる。

「今年の労働総会の議題の中心は、団結権の問題であつたが、この問題が廃案の結果となつたことは、尠からず労働総会の価値を失わしめ、同時に今後の労働総会に多くの望みを囑するを得なくなつた観がある。然し乍ら、この団結権の如き問題を労資及び政府の三者鼎立によつて協議し、完全なる解決を得んとするが如きは、事実不可能である。事実この団結権問題の解決は只労働者自身の力が、よくその獲得によつてのみ解決し得るものである。それ故に、この問題を解決せんとする労働者は、労働組合を充実し、労働者の力を養成する外にない。我等は団結権問題が総会議題として消失したことを失望しない。要は自己の力によりて解決するにあり、今後はこの目的のため益々奮斗、努力しよう」

この年、総同盟全国大会（十月十六日―十八日）で、大阪連合会から、「国際労働会議否認の件」が議案として提出された。山内鉄吉は提案理由を説明して曰く、「国際労働会議利用価値と利用上における実績は、事実として諸君の前に現われている。今否認の重要な点を列挙すれば、つぎのごとくである。一、国際労働会議それ自体に本質の価値を認めず、二、恒久的利用価値あると認めず、三、然も現実の客観的情勢に於いてさえ、一切の利用価値を失つ

ている。以上我等はこれを一切否認すべきである⁽⁸⁾」というのであるが、大会はこの議題について「討論実に一時間半⁽⁸⁾」、結局提案者たる大阪連合会がこれを撤回することとなった。この点について、「総同盟五十年史」、(第二巻、七六頁)には、「これはすでに国際労働会議を承認、利用し、鈴木会長を労働代表として送っている総同盟の基本方針に反対する大阪連合会の山内鉄吉ら一部の左派系の動きを示すものである。そして、それは昭和四年の総同盟第三次分裂の萌芽ともいふべきものであった」と書いてある。

さて、国際労働議会では、毎回なんらかの条約、勧告案が採択され、それらは労働機関参加国において批准され実施されているが、日本政府は、第一回総会以降七カ年、日本の特殊事情を強調し、その除外例を求めることに専念した。したがって、当時国内法として実施されたものは、ほとんどまったくといって過言ではなかった。大正十四年十月、総同盟臨時大会では「国際労働条約実施促進に関する件」を可決し、決議文を決定し、政府の反省を促しその決議文は、「……国際労働会議の決議は、要するに労働条件の国際的一致である。然るに、之が批准、実施が行なわれずして、徒らに総会の決議を重ねるが如きは、之れ明に全労働階級の要求を国際信義と社会正義の名に藉りて、瞞着するものにして、我等は断じて反対せざるを得ないのである。日本政府が今後、是等条約案並に勧告案の批准、実施に就て、誠意と努力を怠り、其の権限ある機関を帝国議会となさず、枢密院なりとの主張を以て、之が批准を徒らに延引するの態度を持続するならば、我等全労働組合は、かくの如き無意味にして不必要なる会議に対し、労働代表の派遣を停止し、以て国際労働会議を無視するの態度をとるに至るであろう」と、結んでいる⁽⁹⁾。

(1) 近代日本労働者運動史、四五頁。

(2) 自由連合派たる機械連合会、工進会、信友会、芝浦労働組合のごときは国際労働会議否認を主張するいわゆる硬派に属す

が、そのなかで機械連合会に属す純労働者組合、日本労技会、関東車輛工組合、陸軍現業員組合、電気技友会の五組合も、総同盟と同じように理想実現の手段として国際労働機関を利用するとのいわゆる利用派に傾き、かつまた電友会と本芝労働組合とは否認的態度をとってはいるけれども、組合員中に利用派が多数あり、両派相對峙するという状態であった。しかし、以上の組合のなかで強硬派に属した信友会、正進会、芝浦労働組合は従来の態度を改めず、国際労働会議否認を決議し、これを国際労働局へ提出している。

(3) 総同盟関東同盟会所属の関東鉄工組合幹部總會（大正十三年一月十九日）では、「国際労働機関にたいする態度」を議題としてとりあげて審議。否認説、利用説など種々の意見がかわされているが、結局保留説にきまつた。また、関東同盟会では、鈴木文治を労働代表とすることについて、強い反対意見があつたようで、「これはのちに、鈴木文治の労働運動指導者としての運命を左右する萌芽ともみられ」る（「総同盟五十年史」、第一卷、七八三頁）。

(4) 総同盟は、日本農民組合および官業労働総同盟と連名で、この声明書のなかにうたつてある第一から第六までの部分を、三月十五日質問書として社会局へ提出している。

(5) 日本労働代表鈴木文治は、日本の労働者の團結権問題について、つぎのような決議文を労働理事會に提出した。

「本總會は国際労働機関締盟国にして、いまだ法律上、事実上、労働者の團結権を公認しないもの現存せるにかんがみ、それらの国をして、労働組合運動を阻害する諸法制を撤廃し、かつ正式に労働者の團結権を公認せしむべき勧告案を一九二五年の總會の議題とする目的をもって、それに要する一切の調査および、その他の適当な手つづきをとるべきことを労働理事會にたいして要求す」（理由省略）

これにたいして、政府代表が釈明し、該決議案にたいする反対の意向を表明した。ここにおいて、該決議案は、選沢委員によって審査せられることになつたが、原案はいったん撤回せられ、修正案が改めて労働代表の名において提出せられた。それは、つぎのとおりである。

「諸政府と諸国における雇傭主および労働者の最も代表的な団体との努力を結合せんとするこの国際労働機関の仕事の適当な運行の上より見て、結社自由の原則を尊重することは極めて重要なことであり、この機関存立の目的である。国際的
社会立法の發展はこの結社権の自由なる承認なくしては充分に實現され得ない。

然るに国際労働機関の加盟国であるある国々の内部において、あるいはこの権利の發動を不可能ならしむるが如き行政

的または立法的の手段によって、あるいはまた労働者とその産業的または一般的の福利を擁護せんがために団結することを禁止するがごとき専断な暴力的手段によって、この結社権の行使は制限を蒙っている。

以上のごとき諸理由にかんがみて国際労働総会は、平和条約の労働篇に列挙せられている諸原則中に労働者の団結権は明に確認せられているのであるという事実を喚起し、国際労働局の理事会に向つて、これまでなし来つた団結自由に関する調査を継続し、かつその調査の範囲を拡張して、この原則の諸国における実際の適用をも取扱うべきことを指令し、かつ団結自由の原則を十分に尊重せしむるための方策を講ずる目的を以て、この問題を第七回労働総会の議題とすることを勧告する」

この修正案は、審議の結果さらに若干の修正をうけた（『日本労働年鑑』、大正一四年版、六〇〇—一頁から引用）。大正十四年十月、国際労働事務局の鮎沢巖から鈴木文治にあて書信がとどいた。これについて「労働」（大正十四年十二月号—二頁）は、つぎのように述べている。

「十月十九日の労働局理事会に於て、昨年鈴木日本労働代表の提出したる労働者団結権問題を、一九二七年の労働総会の議題とする事に満場一致決定したとの事である。但し本問題を正式に議題として決定することは、来る一月ワルソーに於て開かれる労働理事会に於て採決するのであつて、今回の理事会に於ては其の下相談であつたが、一月の理事会に於て採決せらるる事は確定とのことである。：一九二七年に右団結権問題となるに於ては、本問題の提出者たる鈴木会長の出馬の必要を述べられている」。

(6) 総同盟五十年史、第二卷、一一八頁。

(7) 右同

(8) 日本労働年鑑、昭和三年版、二〇五頁。

(9) 総同盟五十年史、第一卷、七八六頁。

八

前述のごとく、国際労働會議に派遣される労働代表は、大正十三年の第六回總會以来日本政府が労働団体の候補推

薦選挙をみとめることになったので、左派や中間派の労働団体による国際労働機関を否定する運動や候補推薦選挙をめぐる紛争などがあつたが、いわゆる右派の労働組合の間では原則として毎年選挙が行なわれ、総同盟からは第六回、第七回、第十回、第十四回に鈴木文治、第十二回に松岡駒吉、第十六回に西尾末弘が労働代表に推され、総会に派遣されている。

昭和八年三月二十七日、日本政府は国際連盟に脱退通告を発し、これと絶縁したが、国際労働機関からは脱退せず、昭和十二年の第二十三回総会まで代表を派遣しており、労働代表の推薦選挙も、もちろん継続し行なわれていた。

しかし、昭和十二年末以降、いわゆる愛国団体を中心に国際労働会議排撃運動が積極的に展開されるようになった。このような運動にたいして、総同盟は、日本労働組合会議の脱退反対声明につき脱退反対運動に乗り出し、十三年一月十九日の中央委員会は「脱退促進運動に政府当局が顧慮するところなく、従来の方策を堅持するに邁進すると共に、進んでこの際、国民使節的重要性を認めて積極的態度を以って臨むべきことを要請、鞭撻する」ことを決定代表派遣中止、脱退反対を機会あることとなえ、政府に「反省」を促した。昭和十三年二月号の「労働」に掲載された「政府当局の再思を促す」と題する松岡駒吉（総同盟会長）の所論も、その一つであるが、脱退運動は発展するばかりであり、同年十一月二日、政府は、「国際連盟諸機関との協力を断つ」案件を枢密院に諮詢し、これを決定。これによって二十年にわたる国際労働機関の關係も、終止符がうたれることとなった。